

昭和村スポーツ対外試合補助金交付要綱

平成29年4月1日
要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和村の社会体育活動の活性化及びに生涯スポーツの振興に資するため、一定規模以上のスポーツ大会に出場する村民に対し、昭和村スポーツ対外試合補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、昭和村補助金等に関する規則（昭和56年12月25日規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 昭和村に居住しスポーツ大会に選手として出場する者（以下、「一般村民」という。）
- (2) 一般村民のうち、昭和村スポーツ協会、各競技専門部及びこれらの組織に加盟する団体又は個人、その他村長が認めた団体又は個人（以下、「社会体育活動団体等」という。）
- (3) 交付対象となる団体又は個人に対し、大会要項等で定められた専属の監督、コーチ等として登録された者（以下、「監督等」という。）

2 この要綱に定める補助金の交付対象となるスポーツ大会は、地区大会等の予選、選抜、推薦等を経て出場権を獲得した関東大会以上（社会体育活動団体等にあつては県大会以上）の大会（以下、「大会」という。）とする。

3 中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、大学等の主催する大会その他学校教育活動の一環として行われる大会等及び昭和村小中学生対外試合等補助金の交付を受けている団体又は個人については、この補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、交付対象者1人につき次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。なお、社会体育活動団体等にあつては、大会参加費（大会にかかる参加料又は登録料であつて、その他一切の経費を含まない。）を別途予算の範囲内で交付する。

大会区分	一般村民	社会体育活動団体等
国際大会	20,000円以内	20,000円以内 及び 大会参加費
全国大会	10,000円以内	10,000円以内 及び 大会参加費
関東大会	5,000円以内	5,000円以内 及び 大会参加費
県大会	—	大会参加費

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類とともに補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 大会の参加登録書、参加通知書、推薦書等補助金の交付対象者が確認できる書類の写し
- (2) 大会要項又はこれに準じる書類

2 社会体育活動団体等が大会参加費について補助金の交付を受けようとするときは、前項の書類のほか、大会参加費の領収書等納付を証明する書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第5条 村長は、補助金の交付申請について内容を審査し適当と認めたときは、交付を決定する。

2 村長は、補助金の交付決定において相当の理由があると認めたときは、補助金を概算払で交付できる。

(交付請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、交付請求書（様式第2号）を提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者が第5条第2項の概算払を請求するときは、前項の交付請求書に概算払を要する理由を記し、収支計画書（任意様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、実績報告書（様式第3号）に主催者の発表する大会結果又は報道機関による記事その他の当該大会の結果が確認できる書類を添付し、大会の実績報告をしなければならない。

2 概算払により補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告にあわせて収支報告をしなければならない。

(補助金の返還)

第8条 村長は、申請において虚偽の事実が発覚したときは、補助金の全額を返納するよう求めることができる。

(事務の取扱)

第9条 この要綱に定める補助金の事務は教育委員会が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。